

一般社団法人子どものみらい開墾社活動規約

本規約は、一般社団法人子どものみらい開墾社の活動（以下、「本活動」）に関わるすべての者が遵守すべき事項を定めるものです。

第1条（基本方針）

- (1) 一般社団法人子どものみらい開墾社は、八街市の子どもたちが自ら生き方を選択できる環境を育むことを目指し、児童（18歳未満の者を意味する。以下同じ）の安全を守ることが一般社団法人子どものみらい開墾社の重要な責務であることを認識し、本活動に参加するすべての児童のために安全な環境を作り、維持するよう努めます。
- (2) 本活動に関わるすべての者（以下、「活動メンバー」）は、一般社団法人子どものみらい開墾社の活動理念に則り、本活動を通じて接触する児童の安全を守り、安心な居場所をつくるために最善を尽くし、法令、一般社団法人子どものみらい開墾社の諸規則やマニュアル等に従って活動するものとします。

第2条（児童の性犯罪被害の防止に向けて）

- (1) 一般社団法人子どものみらい開墾社は、児童に対するわいせつ行為およびセクシュアル・ハラスメント（以下、「わいせつ行為等」）を許さず、児童に対してわいせつ行為等を行った者および児童に関する犯罪で有罪の確定判決を受けた者が本活動に参加することを禁止します。
 - 1 わいせつ行為とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為および13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいいます。
 - 2 セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動等をいいます。
- (2) 活動メンバーは、一般社団法人子どものみらい開墾社と関わりのある児童（以下、「関係児童」）に対してわいせつ行為等が行われたもしくは行われた疑いまたは行われる可能性があると感じた場合、速やかに一般社団法人子どものみらい開墾社へその旨を報告するものとします。
- (3) 活動メンバーは、関係児童に対してわいせつ行為等が行われている現場を目撃した場合、自己の安全に十分に配慮したうえで、当該わいせつ行為等を制止し、当該関係児童を保護する等の必要な対応をするものとします。
- (4) 第2項および第3項に定めるもののほか、活動メンバーは、関係児童をわいせつ行為等の被害から守るために最善を尽くす責任があります。
- (5) 一般社団法人子どものみらい開墾社は、児童や保護者、活動メンバー等から、本活動においてわいせつ行為等が行われたもしくは行われた疑いまたは行われる可能性がある旨の報告があった場合、関係者へ事実関係の確認を行う等迅速かつ十分な対応をするものとします。

- (6) 活動メンバーは、前項に関して一般社団法人子どものみらい開墾社から事実関係の確認等のために聴取を求められた場合、正当な理由なくこれを拒むことはできないものとします。

第3条（個人情報等の取扱い）

- (1) 活動メンバーは、本活動に係る関係者の個人情報、一般社団法人子どものみらい開墾社または一般社団法人子どものみらい開墾社の取引先に係る機密情報（事業計画、事業ノウハウ、各種資料、業務マニュアル、寄付情報、人事情報、プロポーザルや助成金申請の提案内容、物品の仕入先、拠点情報等を含むがこれらに限らない）、その他本活動に付随もしくは関連して知り得る一切の情報（以下、総称して「個人情報等」）について、本活動期間中はもちろん本活動終了後も、厳に秘密として管理し、第三者に漏洩し、または一般社団法人子どものみらい開墾社に無断で使用してはならないものとします。
- (2) 本活動への関与が終了した後、活動メンバーは、本活動を通じて知り得た個人情報等を速やかに一般社団法人子どものみらい開墾社に返却または再生不能な方法によって廃棄するものとします。

第4条（情報セキュリティ）

- (1) 活動メンバーは、本活動にあたり、使用する情報通信機器・端末に対して常に最新のオペレーティングシステム・アプリケーションが適用されるよう保守管理し、必要に応じてコンピュータウィルス等の感染、不正アクセス、これらに類する脅威を防止するための対策ソフトウェアを導入するものとします。
- (2) 活動メンバーは、本活動にあたり、情報セキュリティに関する事故（情報の漏洩、コンピュータウィルス等への感染、その他一般社団法人子どものみらい開墾社に損害を与える可能性がある事故）があった場合には、情報通信機器等のネットワークからの遮断など、自らの費用において必要な措置を取ったうえで、一般社団法人子どものみらい開墾社に対し直ちに当該事故の内容および措置の内容を書面または電子メールにて報告するものとします。
- (3) 前項の事故の対応として一般社団法人子どものみらい開墾社から指示または依頼があった場合、活動メンバー一般社団法人子どものみらい開墾社の指示または依頼に従い必要と認められる措置を行うものとします。

第5条（禁止事項等）

一般社団法人子どものみらい開墾社は、第2条第1項に定めるもののほか、活動メンバーに対して以下の行為を禁止します。

- 1 一般社団法人子どものみらい開墾社または関係児童もしくは学校・企業その他の団体（以下、「関連団体等」）の設備、備品その他の資産を故意に損壊し、一般社団法人子どものみらい開墾社、関係児童、または関連団体等に損害を生じさせまたはそのおそれのある行為
- 2 一般社団法人子どものみらい開墾社、関係児童もしくは関連団体等の名誉もしくは信用を傷つける行為または傷つけるおそれのある行為

- 3 一般社団法人子どものみらい開墾社、関係児童もしくは関連団体等、またはこれらの会員、寄付者その他の協力者、従業員、役員、職員等、その他の関係者に対する、暴言、暴力その他の迷惑行為
- 4 一般社団法人子どものみらい開墾社の事前の書面または電子メールによる許可なく、本活動以外の場もしくは時間帯において、または本活動以外の目的のために、関係児童、関連団体等の関係者と接触すること
- 5 一般社団法人子どものみらい開墾社の事前の書面または電子メールによる許可なく、関係児童に対して自己または第三者のSNSのアカウントを開示したり、SNSを利用して連絡を取り合うこと
- 6 関係児童本人および保護者の許可なく、当該関係児童の写真（画面のスクリーンショットも含むがこれに限らない）または動画を撮影すること
- 7 関係児童および保護者の事前の書面または電子メールによる許可なく、関係児童の写真または動画をSNS、インターネットその他の媒体上で公開すること
- 8 関係児童の個人情報等（写真および動画を除く）をSNS、インターネットその他の媒体上で公開すること
- 9 本活動および公教育における政治的中立性および宗教的中立性を阻害しまたは阻害するおそれのある行為
- 10 一般社団法人子どものみらい開墾社の事前の書面または電子メールによる許可なく、本活動に関連して、第三者から金品、接待その他の利益の供与を受けること
- 11 一般社団法人子どものみらい開墾社から貸与されたウェブサービス等のアカウント及び設備・物品等を、本活動以外に利用すること
- 12 前各号において禁止される行為と類似しまたは実質的にこれらと同等の結果もしくは効果を生じる行為、その他これらに準ずる結果または効果を生じると一般社団法人子どものみらい開墾社が判断する行為

第6条（参加拒否・活動終了）

- (1) 活動メンバーが次のいずれかに該当すると一般社団法人子どものみらい開墾社が判断した場合、一般社団法人子どものみらい開墾社の求めにより、当該活動メンバーの本活動への参加を承認しない、または本活動への関与を終了するものとし、それらの理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - 1 児童に対するわいせつ行為等もしくは第5条各号に定めるいずれかの禁止行為があった場合またはこれらの行為があったと合理的に推認される場合
 - 2 活動メンバーが一般社団法人子どものみらい開墾社に対して申告した事実虚偽があった場合、または前科・前歴等の重大な事実を申告しなかった場合
 - 3 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ）である場合、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っている場合

- 4 一般社団法人子どものみらい開墾社および関連団体等の指示または諸規則に従わない場合、その他一般社団法人子どものみらい開墾社および関連団体等との信頼関係が損なわれた場合
 - 5 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行った場合または当該違反行為を行ったと合理的に推認される場合
 - 6 禁固以上の刑に処されたことがある場合
 - 7 その他一般社団法人子どものみらい開墾社が本活動への参加が相当でない、または本活動への関与を終了させることが相当であると判断した場合
- (2) 前項の規定により活動メンバーの本活動への参加を承認しなかったこと、または本活動への関与が終了したことにより、当該活動メンバーに損害が生じた場合であっても、一般社団法人子どものみらい開墾社は当該損害について賠償する義務を負わないものとします。

第7条（活動終了等に伴う義務）

本活動への参加が承認されなかった場合、または本活動への関与が終了した場合、活動メンバーは、一般社団法人子どものみらい開墾社の指示に従って直ちに以下の措置をとるものとします。

- 1 一般社団法人子どものみらい開墾社が付与した各種アカウントの使用停止または退会等の手続
- 2 業務マニュアルその他本活動に関連する資料および一般社団法人子どものみらい開墾社からの貸与品の返却
- 3 第3条第2項に定める方法による個人情報等の返却または廃棄
- 4 その他一般社団法人子どものみらい開墾社が指示する事項の実施

第8条（紛争協議への責任）

活動メンバーは、本活動期間中の行動について、本規約以外に別段の定めがある場合を除き、全て自らが責任を負い、本活動に関連して本活動の関係者その他第三者と紛争が生じた場合には、自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。

第9条（損害賠償責任）

- (1) 一般社団法人子どものみらい開墾社の故意もしくは過失による場合または本規約以外に別段の定めがある場合を除き、活動メンバーは、本活動に関連して自らに発生した損害について一般社団法人子どものみらい開墾社に対して何らの補償や損害賠償等の請求をしないものとする。
- (2) 一般社団法人子どものみらい開墾社の故意もしくは過失による場合または本規約以外に別段の定めがある場合を除き、活動メンバーは、本活動に関連する病気やけが等の事故はもとより、天災、交通事故、盗難等の不慮の事態に巻き込まれた場合にも、自らや親族、第三者から一般社団法人子どものみらい開墾社への補償、損害賠償その他の請求はしないものとする。

第10条（本規約の変更）

- (1) 一般社団法人子どものみらい開墾社は、本規約を変更する必要がある場合には、民法第548条の4に基づき、本規約を変更することができ、変更があった場合には変更後の本規約が適用されるものとします。

(2) 一般社団法人子どものみらい開墾社は、前項の規定により本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、一般社団法人子どものみらい開墾社のウェブサイトへの掲載その他の方法でその旨を通知します。

第11条（合意管轄）

活動メンバーと一般社団法人子どものみらい開墾社との間で、本規約に関して紛争が生じたときは、一般社団法人子どものみらい開墾社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条（適用）

本規約の規定が、一般社団法人子どものみらい開墾社が定める他の規程もしくは個別規約または一般社団法人子どものみらい開墾社と活動メンバーとの間の書面もしくは電磁的方法による個別合意（以下、総称して「他規約等」）の規定と矛盾抵触する場合、当該矛盾する規定については、他規約等の規定が優先して適用されるものとします。

令和5年10月1日制定

令和6年10月1日改定

一般社団法人子どものみらい開墾社
代表理事 太田蒔子